

埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例

条例

(趣旨)

第一条 この条例は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(流域下水道の構造の技術上の基準)

第二条 法第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第六条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第三条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 自重、水圧、積載荷重、土圧、地震力その他の荷重に対して安全で耐久力を有する構造とすること。

二 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の企業管理規程で定める措置が講じられていること。

三 維持管理及び改築に伴う費用の節減に配慮した構造とすること。

四 エネルギーの使用の合理化に配慮した構造とすること。

五 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。

六 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして企業管理規程で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

七 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第四条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 排水管の内径は、次の表の上欄に掲げる管の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内径を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき

下水を支障なく流下させることができるものとすること。

管の種類	内径
污水管	二百ミリメートル
雨水管及び合流管	二百五十ミリメートル
自然流下によらない排水管	三十ミリメートル

二 排水渠の断面積は、五千平方ミリメートルを下回らないものとすること。

三 下水に含まれる固形物が堆積せず、かつ、当該下水の流下による損傷が生じないよう、計画下水量に対し原則として、次の表の上欄に掲げる管渠（排水管又は排水渠をいう。）の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる流速を確保することができるものとすること。

管渠の種類	流速
污水管渠	○・六メートル毎秒以上三・〇メートル毎秒以下
雨水管渠及び合流管渠	○・八メートル毎秒以上三・〇メートル毎秒以下

四 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

五 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

六 ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第五条 処理施設（終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。）の構造

の技術上の基準は、第三条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

二 污泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第七条第六号において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう企業管理規程で定める措置が講じられていること。

三 污泥焼却炉は、温室効果ガスの排出を抑制するよう企業管理規程で定める措置が講じられていること。

(適用除外)

第六条 前三条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

- 一 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
- 二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道
 - 2 前項第一号に掲げる流域下水道について、同項の規定を適用する場合においては、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう配慮するものとする。

(終末処理場の維持管理)

第七条 法第二十五条の十第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- 二 沈砂池又はちんでん池の泥溜めに砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- 三 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- 四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- 六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう企業管理規程で定める措置を講ずること。
- 七 汚泥焼却炉には、温室効果ガスの排出を抑制するよう企業管理規程で定める措置を講ずること。
- 八 終末処理場に対する県民の理解を深め、生活に伴う排水の改善等によって下水処理の負荷の低減を図るため、終末処理場の維持管理に関する情報提供に努めること。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する流域下水道であつて、第三条第二号又は第五条第三号の規定に適合しないものについては、この条例の施行の日から改築（災害復旧として行われるもの及び流域下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手するまでの間は、第三条中「次の」とあるのは「第一号及び第三号から第七号までに掲げる」と、第五条中「次の」とあるのは

「第一号及び第二号に掲げる」とする。

平成二十四年十二月 日提出
埼玉県知事

上田清司